

差別落書事象(器物損壊)について(概要)

1 当該職員

環境局東部環境事業センター 技能職員(55歳)

2 事実の概要

平成30年8月に2回にわたり、公共交通機関の施設において部落差別にかかる内容の落書きをした。

さらに、上記以外にも同様の行為を複数回行った。

3 処分内容

停職1月

4 処分年月日

令和元年11月29日